

## 久留米市文化財保存活用地域計画協議会(令和3年度 第2回)会議録 (HP用)

1. 日 時：令和4年3月23日(水) 15:00~16:30
2. 場 所：みんくる会議室(くるめりあ六ツ門)
3. 参加委員：委員：赤司、吉田、松岡、古賀、松枝、立石、松本、矢次、野口、杉原、入佐
4. 事務局：(久留米市市民文化部文化財保護課：水島、丸林、白木、塚本、神保、小川  
小川原

### 5. 議 事

1. 開会のことば
2. 挨拶(水島課長)
3. 協議

#### ①令和3年度の事業進捗確認及び令和4年度からの進め方について

##### <事務局からの報告>

作成した計画に、協議会の役割として取組みや事業の評価・検討があるが、具体的に評価の基準や期間など詳しいことをまだ定めていない。今回は計画に記載した取組毎に実績や課題等を記載しているが、この形式で各々評価をしていくか、または別の形式で評価をするか、評価のタイミングは年度ごと、または、前期、中期、後期の期間ごとにするかなど意見を出していただきたい。また、目標設定の基準や評価の方法について協議をいただきたい。

#### ●主体

委員) 主体の◎、○、△、一の取り扱いはどういったものか。

事務局) 凡例がなく分かりにくいのが、取組への関わり具合の差を示している。

委員) わかりにくいので、一言説明を示してあると有難い。

#### ●評価基準、期間について

委員) 評価基準によって期間は変わってくるため、先に評価基準を定めるべき。

委員) 他の自治体は取組みを絞って計画を作成しているが、久留米市はスタート地点から幅広い取組みを示すことが特徴であった。幅広い取組の評価は現実的ではないため、それぞれの取組みの中で特に重点的に取り組んでいる取組を示し、評価したほうが良い。評価時期について短期的に評価できないものもある。

委員) 項目が多く全部評価するのは難しい。たたき台が必要。

委員) くくりやすい取組をまとめて、目標をたて、それを評価したほうが良い。

委員) 各取組の評価は久留米市で把握していれば良い。委員会で評価する場合は、より具体的に提示していただきたい。

事務局) 次回以降は委員の皆様にご評価していただくべき項目を提示し、評価していただく流れにしたい。

#### ●協議会の開催について

委員) 協議会は年2回開催するのか。

事務局) 来年度は1回分の予算しかないが、筑後川遺産の進捗や協議が必要となるため、年2回は必要と考えている。

## ②筑後川遺産登録制度について

### <事務局からの報告>

久留米市の地域計画で新たな仕組として創設した筑後川遺産は、これまで文化財保護課が定めた6つが登録されている。今後は地域からの提案を受けて市民と協力して登録を増やしていきたい。具体的な流れについては資料に記載してあるとおりである。市民・地域が筑後川遺産の候補を提案し、文化財保護課と相談しながら、要件を満たした場合、協議会で審議し、登録となる。その中で筑後川遺産について広く周知する方法や資料に示した筑後川遺産登録までの流れ、その他全般的な意見をいただきたい。

#### ●登録のメリットについて

委員) 登録されるメリットはあるのか。

事務局) 指定とは異なり、金銭的な補助はない。作成する資料にクレジットとして団体名を明記や、人的支援を得るなどの利点はある。

事務局) 絆づくり推進事業費補助金などもある。他にも人的な手伝いもある程度する。

委員) 災害時には文化財のレスキューなどもしやすくなる。

#### ●登録者について

委員) 登録は市長が行うのか。

事務局) 登録は久留米市が行う。誤解を与えかねないので訂正する。

#### ●周知について

委員) これから登録予定の案件については、登録までの過程を映像や記録に残し、ドキュメント映像をYouTubeなどに流したらどうか。

#### ●登録数について

委員) どの程度の数の登録数を考えているか。

事務局) 打合せを重ねるうちに減ると考えられる。年に1・2件あるかどうかと想定している。

委員) 登録総数については今後検討していくということだと思う。

#### ●個人で所有する資料について

委員) 個人で資料を所有している場合でも登録できるか。

事務局) まず、相談をいただいて、協議をしていきたい。大きなくくりを提案し、関連する分野・団体を紹介し、筑後川遺産になるよう協議する。

## 4. その他

## 5. 閉会のことば